

日バス協業第299号

令和3年8月 4日

各都道府県バス協会 会長 殿

公益社団法人 日本バス協会

会長 清水 一郎

「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」等の
一部改正について

平素より当協会の運営に関して格別なご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。
この度、国土交通省自動車局長より、「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」等の一部改正について、別紙のとおり通達がありました。

つきましては、その旨了知されるとともに、貴協会傘下会員に対し周知方よろしく
お願い致します。

なお、本通達による下記の3通達の一部改正は、「国家戦略特別区域法の一部を改正する法律（令和3年法律第33号）」により、国家戦略特別区域法（以下「特区法」という。）の一部が改正されたことに伴い、当該3通達において引用する「特区法第16条の2」の規定が「特区法第16条の2の2」となったことによる形式的な改正であり、当該3通達ともその趣旨に変更が生じるものではありません。

記

- ①「自家用有償観光旅客等運送の登録に関する処理方針について」
（平成29年12月7日付け国自旅第215号の2）
- ②「自家用有償観光旅客等運送者が利用者から收受する対価の取扱いについて」
（平成29年12月7日付け国自旅第215号の3）
- ③「道路運送法第5章（自家用自動車の使用）及び第6章（雑則）に規定する申請に対する処分及び標準処理期間の処理方針」
（平成18年9月15日付け国自旅第164号の3）

以上

【問合せ先】

（公社）日本バス協会業務部 山本、近本

電話：03-3216-4014